

長 収 第 522 号  
令和 4 年 8 月 19 日

各旅行業協会 御中

長崎市長  
(公印省略)

宿泊税の導入にかかる周知について（依頼）

立秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和 5 年 4 月 1 日より法定外目的税である宿泊税を導入いたします。

つきましては、貴協会及び貴協会の会員への周知についてご協力をお願い申し上げます。

(担当)

長崎市理財部収納課税制係 原、井原

電話 095-829-1130 (直通) 内線 2411

E-mail [syunou@city.nagasaki.lg.jp](mailto:syunou@city.nagasaki.lg.jp)

長崎市文化観光部観光政策課総務企画係 末次、高橋

電話 095-829-1152 (直通) 内線 5711

E-mail [kanko\\_seisaku@city.nagasaki.lg.jp](mailto:kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp)

## 宿泊税について

### (1) 目的

- ・都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

### (2) 課税客体（税金のかかる対象）

- ・長崎市内の宿泊施設への宿泊行為

### (3) 納税義務者

- ・長崎市内の宿泊施設への宿泊者（長崎市民も対象）

### (4) 税額

- ・長崎市内の税額は、宿泊者1人1泊あたり次のとおり

宿泊料金	税額
1万円未満	100円
1万円以上2万円未満	200円
2万円以上	500円

## (5) 課税免除

- ・ 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者
- ・ 宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者

※詳細は4ページ以降で説明

## (6) 導入時期

- ・ 令和5年4月1日以後の宿泊に対し課税

## (8) ご協力をお願いしたいこと。

### ● 宿泊者向けをお願いしたいこと

宿泊者に対し、宿泊税が課税されることがわかるように可能な限り表示をお願いします。

(具体例) ・ 予約サイトに長崎市宿泊税の概要を記載する（長崎市宿泊税のホームページのリンクを貼る方法でも可）

※URL→<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/131000/p038550.html>

- ・ 予約申込画面に、宿泊税を「含む」、「含まない」の表示を入れる。
- ・ 宿泊税の支払方法について表示を入れる（現地で宿泊施設に払う等）。
- ・ 宿泊税を事前決済した場合は、宿泊税を支払ったことがわかるように領収書を発行する。

### ● 宿泊施設向けをお願いしたいこと

各宿泊施設への周知を可能な限りお願いします。

(具体例) ・ 予約サイトにおける販売価格の設定の時、宿泊税を含めるか含めないか等取扱いの周知

- ・ 宿泊施設が企画する各宿泊プランに、宿泊税がかかる旨の注意書きを入れてもらうよう周知

## 課税免除の内容について

### (1) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事

次のア及びイに該当し、宿泊する場合は、宿泊税の課税を免除します。

#### ア 対象者

次の施設に通う児童、生徒並びに引率者

対象施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業または事業所内保育事業を行う施設、居宅訪問型保育事業を行う事業所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専修学校
------	--



引率者とは、、、

- ・ 児童、生徒の引率を行う学校等関係者
- ・ 心身の障害等により介助を必要とする児童、生徒の介助をする看護師や保護者 など

#### イ 対象となる行事

学校・学年・施設全体として実施される行事

(修学旅行、学習合宿、林間学校、社会科見学など)

## (2) 宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会

次の対象者が、部活動または地域のクラブチームとしてスポーツ大会・文化大会に参加し、宿泊する場合は、宿泊税の課税を免除します。

### ア 対象者

次の施設に通う児童、生徒並びに引率者

対象施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業または事業所内保育事業を行う施設、居宅訪問型保育事業を行う事業所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専修学校
------	--



対象者になる？ならない？

○ なる者の例	× ならない者の例
出場選手、補欠選手、応援のための部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー など	応援のための児童や生徒（部員以外）、応援のための保護者、審判 など

### イ 対象となる大会

次の団体又はその加盟団体（当該団体の傘下にある団体も含む）が主催するスポーツ大会又は文化大会

対象団体	(公財) 日本スポーツ協会、(公財) 全国高等学校体育連盟、(公財) 日本中学校体育連盟、(公財) 日本高等学校野球連盟、(公社) 全国高等学校文化連盟、全国中学校文化連盟
------	--

## 学校行事等であることの証明書の見本

宿泊日 ○年○月○日～○年○月○日 ○泊  
 行事の種類  修学旅行  
 その他行事 ( )  
 スポーツ大会・文化大会  
 ( )  
 宿泊施設名称 ○○○  
 課税免除となる宿泊人数 ○人

上記の宿泊については、長崎市宿泊税条例第4条に規定する、学校等が主催する修学旅行その他行事又は部活動、地域のクラブチームとして参加するスポーツ大会・文化大会に該当するものであることを証明します。

○年○月○日

○○○○小学校長 ○○ ○○



**課税免除を受けるには、**

**(1) 学校長などが「学校行事等であることの証明書」を作成し、宿泊業者に提出する必要があります。**

【証明書を作成する方】

- ・ 修学旅行等の学校行事の場合・・・学校長など施設の長
- ・ 部活動の場合・・・学校長など施設の長
- ・ クラブチームの場合・・・学校長など施設の長または大会主催者かクラブチーム代表者

**(2) 提出しない場合は課税免除となりませんのでご注意ください。**

※証明書の様式は、後日、長崎市のホームページに掲載します。